知多市不妊治療費補助金　令和４年度までの制度と５年度以降の制度との違い

補助要綱の改正に伴う主な変更点については、以下のとおりです。　　○：補助申請可能　　×：補助申請不可

年度区分 項目	４年度までの制度	５年度以降の制度	令和５年３月～６年２月に 治療を受けた方への経過措置の適用
補助対象者　※ （治療開始時の妻の年齢）	４３歳未満　○ ４３歳以上　×（ただし、継続する２年度までは○）	４３歳未満　○ ４３歳以上　×（ただし、条件を満たす経過措置対象の方のみ○）	あり （令和５年３月１日時点で妻の年齢が４２歳又は４３歳かつ 令和４年度知多市不妊治療費補助金の申請実績がある場合、一般不妊治療分の申請については、経過措置の対象になる可能性があります。 詳細は、ホームページに掲載の 「４年度までの制度の経過措置対象となる方について　早見表」 をご覧ください。）
補助対象の医療行為	人工授精までの治療　○ 体外受精、顕微授精等　×	人工授精までの治療　○ 体外受精、顕微授精等　○	なし
補助対象の治療費 （保険適用の有無）	保険適用分　○ 保険適用外　○	保険適用分　○ 保険適用外　×	なし
補助金の額	補助対象額の２分の１ （１年度につき１０万円限度）	補助対象額の２分の１ （１年度につき２０万円限度）	なし
最終の申請期限	３月から翌２月までの診療分について、翌３月中旬が申請の最終期限	３月から翌２月までの診療分について、翌３月中旬が申請の最終期限 （ただし、高額療養費等の制度を申請中又は申請予定の場合、払戻し分の支給があってから速やかに申請）	なし

※特定不妊治療（生殖補助医療）は妻の年齢が４３歳以上になると保険適用外となるため、一律で、４２歳までに受診した分しか補助申請できません。